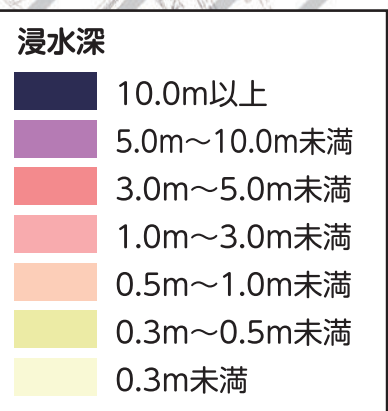


指定緊急避難場所への避難

○災害の危険があり(特に避難情報(避難指示等)の発令時)、自宅にいては命が守れない場合は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所へ避難してください。

○豊山町との災害時における広域な避難者の受け入れ等に関する協定書」に基づき、豊山町の避難場所に避難することも可能です。

○避難指示などによらず、自主的に避難しようとする場合は豊山町の施設へ避難しようとする場合には、事前に区役所へ連絡し、避難先などの確認を受けてください。

名古屋市災害対策本部・北区本部(北区役所)
TEL/911-3131(代表) 917-6412~8(ダイヤルイン) FAX/914-5752

官公署(印)

☐ A 北区役所
 ☐ D 北消防署飯田出張所
 ☐ G 北土木事務所
☐ B 北区役所楠支所
 ☐ E 北消防署楠出張所
☐ C 北消防署
 ☐ F 特別消防隊第三方面隊

凡 例

	指定緊急避難場所	命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所。	
	アンダーパス	大雨が降ると道路冠水を起こし、通行止めとなる箇所。	
	区界		学区界 (学区界はおおよそです。詳しくは、各区役所へお問い合わせください。)
	区外の指定緊急避難場所		

この地図は、平成27・28年作成の都市計画基本図を使用しました。なお、必要に応じて作成後の状況を修正しています。
春日井市・豊山町・北名古屋市については、各市町の承認を得て都市計画基本図を使用しました。(承認番号 春日井市:3春都政第161号 豊山町:3豊防拠第61号 北名古屋市:3北都第121号)